

平成30年7月18日

会員各位

一般社団法人広島市医師会
会長 松村 誠

平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金の支払い
猶予について（お知らせ）

平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金の支払い猶予について、以下の通り通知がありました。

1 対象者の要件

(1) 及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村の被保険者であって、別紙1に掲げる市町村の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条の被保険者（市町村国保の被保険者）、平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者であって、別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者又は平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する健康保険法（大正11年法律第70号）若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）の被保険者若しくは被扶養者（被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）若しくは国民健康保険法第19条の被保険者（国民健康保険組合の被保険者）であって、別紙2^{*}に掲げる健康保険組合等の被保険者若しくは被扶養者であること。

*別紙2については、厚生労働省もしくは本会のホームページをご参照ください。

(2) 平成30年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

平成30年10月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 医療機関における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等（提示できない場合は、別紙リーフレット医療機関・薬局の方々へ 参照）により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

申し立てた事項は、後日、保険者から患者に対して内容の確認が行われることがある旨を患者に周知すること。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払期間等へ請求すること。

●別紙リーフレット（平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ）について、院内での掲示等をお願いいたします。（厚生労働省もしくは本会のホームページよりダウンロードができます。）

広島市医師会ホームページ > 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害
(画面左にバナー作成) にも掲載しています。

このお知らせに限らず、都度、情報更新しておりますのでご参照ください。

別紙1（市町村国保・後期高齢者医療広域連合）

※今後、対象となる市町村等は、更新していく予定

○ 市町村

| | 都道府県 | 市町村 |
|----|------|---------|
| 1 | 岐阜県 | 高山市 |
| 2 | | 関市 |
| 3 | | 中津川市 |
| 4 | | 恵那市 |
| 5 | | 美濃加茂市 |
| 6 | | 可児市 |
| 7 | | 山県市 |
| 8 | | 飛騨市 |
| 9 | | 本巣市 |
| 10 | | 郡上市 |
| 11 | | 下呂市 |
| 12 | | 加茂郡坂祝町 |
| 13 | | 加茂郡七宗町 |
| 14 | | 加茂郡八百津町 |
| 15 | | 加茂郡白川町 |
| 16 | | 加茂郡東白川村 |
| 17 | | 大野郡白川村 |
| 18 | | 岐阜市 |
| 19 | | 美濃市 |
| 20 | | 加茂郡富加町 |
| 21 | | 加茂郡川辺町 |
| 22 | 兵庫県 | 豊岡市 |
| 23 | | 篠山市 |

| | | |
|----|-----|--------|
| 24 | 鳥取県 | 朝来市 |
| 25 | | 宍粟市 |
| 26 | | 赤穂郡上郡町 |
| 27 | | 美方郡香美町 |
| 28 | | 姫路市 |
| 29 | | 西脇市 |
| 30 | | 丹波市 |
| 31 | | 多可郡多可町 |
| 32 | | 佐用郡佐用町 |
| 33 | | 養父市 |
| 34 | | たつの市 |
| 35 | | 神崎郡市川町 |
| 36 | | 神崎郡神河町 |
| 37 | | 鳥取市 |
| 38 | | 東伯郡三朝町 |
| 39 | | 西伯郡南部町 |
| 40 | | 西伯郡伯耆町 |
| 41 | | 日野郡日南町 |
| 42 | | 日野郡日野町 |
| 43 | | 日野郡江府町 |
| 44 | 岡山県 | 岡山市 |
| 45 | | 倉敷市 |
| 46 | | 玉野市 |
| 47 | | 笠岡市 |
| 48 | | 井原市 |
| 49 | | 総社市 |
| 50 | | 高梁市 |
| 51 | | 新見市 |

| | |
|----|--|
| 52 | 瀬戸内市 赤磐市 真庭市 浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町 苦田郡鏡野町 英田郡西粟倉村 加賀郡吉備中央町 小田郡矢掛町 |
| 53 | |
| 54 | |
| 55 | |
| 56 | |
| 57 | |
| 58 | |
| 59 | |
| 60 | |
| 61 | |
| 62 | 広島県 広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 |
| 63 | |
| 64 | |
| 65 | |
| 66 | |
| 67 | |
| 68 | |
| 69 | |
| 70 | |
| 71 | |
| 72 | |
| 73 | 愛媛県 今治市 宇和島市 |
| 74 | |
| 75 | 高知県 安芸市 香南市 長岡郡本山町 宿毛市 土佐清水市 |
| 76 | |
| 77 | |
| 78 | |
| 79 | |

| | | |
|----|--|--------|
| 80 | | 幡多郡三原村 |
| 81 | | 幡多郡大月町 |

○ 後期高齢者医療広域連合

| | 広域連合 |
|---|----------------|
| 1 | 岐阜県後期高齢者医療広域連合 |
| 2 | 京都府後期高齢者医療広域連合 |
| 3 | 兵庫県後期高齢者医療広域連合 |
| 4 | 鳥取県後期高齢者医療広域連合 |
| 5 | 岡山県後期高齢者医療広域連合 |
| 6 | 広島県後期高齢者医療広域連合 |
| 7 | 愛媛県後期高齢者医療広域連合 |
| 8 | 高知県後期高齢者医療広域連合 |

被災された方が診療に見えた際には 下記の点にご留意ください。

1. 保険証の提示がなくても保険診療ができます

被災により、患者さんが保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、患者さんの

- ・氏名、生年月日
- ・連絡先(電話番号等)
- ・加入している医療保険者が分かる情報

(被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所又は組合名、後期高齢者医療の場合は住所)

を確認し、保険診療として取り扱うことができます。

2. 以下の方々については、平成30年10月末までの診療等に係る窓口での一部負担金等の支払いを受け取る必要はありません

以下の(1)(2)の両方に該当する患者さんからは、窓口で一部負担金等を受け取る必要はありません。(被災地以外の医療機関・薬局においても同様です。)

(1) 平成30年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

- ① 災害救助法適用市町村の一部の市町村国保及び災害救助法適用の市町村が所在する府県の後期高齢者医療
- ② 協会けんぽ、一部の健保組合

(詳細は、厚生労働省HP「平成30年7月豪雨関連情報」における「平成30年7月豪雨で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。)

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

医療機関・薬局は一部負担金等の額も含めた全額を保険請求してください。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

(平成30年10月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負わされた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[広島県]

広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町
安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町 広島県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはできません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外の保険者**については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○ なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○ **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**